# 各種手続きはお早めに！　年末年始の業務案内

**公共施設**

○通常どおり　×閉庁または休館　△休館の施設あり

| 施設名 | 12/26(土) | 12/27(日) | 12/28(月) | 12/29(火)～1/3(日) | 1/4(月) | 1/5(火) | 1/6(水) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役場一般業務 | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| タルイピアセンター | ○ | ○ | × | | × | ○ | ○ |
| 文化会館 | ○ | ○ | ○ | | ○ | × | ○ |
| 朝倉運動公園管理事務所 | ○ | ○ | ○ | | ○ | × | ○ |
| 保健センター | × | × | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ワイワイプラザ垂井 | ○ | ○ | ○ | | × | × | ○ |
| 地区まちづくりセンター | ○ | ○ | △ | | △ | × | ○ |

※システムメンテナンスのため、12月29日（火）から１月3日（日）まで、コンビニ交付サービスを停止します。

**ごみ出し**

問 住民課　環境衛生係　☎22-7510

| | | 12/28(月) | 12/29(火) | 12/30(水)～1/3(日) | 1/4(月) | 1/5(火) | 1/6(水) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北部 | ビレッジハウス垂井・東駒引 | 通常どおり | 休み | 休み | 燃えるごみ | 休み | 通常どおり |
| | 垂井（南宮参道以東） | | | | | | |
| | 駒引・不破中前・ユニチカ前 | | | | | | |
| | ユニチカ西・太平洋工業寮 | | | | | | |
| | ユニチカパナタウン・平尾 | | | | | | |
| | 府中・岩手 | | | | | | |
| 南部 | 垂井（南宮参道以西） | | 燃えるごみ特別収集 | | 休み | 燃えるごみ | |
| | 神田（JR東海道線以南） | | | | | | |
| | 宮代・栗原 | | | | | | |
| | 表佐・綾戸 | | | | | | |

**直接搬入**

○通常どおり　△8:45~12:00　×休業

| | 回収品目 | 搬入時間 | 12/28(月) | 12/29(火) | 12/30(水) | 12/31(木)～1/3(日) | 1/4(月) | 1/5(火) | 1/6(水) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| クリーンセンター | 燃えるごみ | 8:45～16:00 | ○ | △ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| エコドーム | 資源物 | 9:00～17:00 | ○ | × | ○ | | × | × | |

# 冬場の水道管の凍結にご注意ください

問 上下水道課　庶務係　☎22-7517
上水道係　☎22-7518

## 水道管の防寒対策

・むき出しの水道管や蛇口などを保温材で覆い、保温材が濡れないようにその上からビニールテープなどを巻く。（保温材は、毛布や布で代用できます。）



**凍結しやすい水道管**

・屋外などでむき出しになっている
・常に陽が当たらない
・風当たりの強い場所にある
・長期間水が流れていない

## 水道管が凍結した際の対処方法

・自然に解けるのを待つ。（蛇口を開けても水が出ない場合は蛇口を閉めましょう。）
・凍結箇所を温める。（凍結した箇所にタオルなどを巻き付け、その上からぬるま湯をゆっくりかけます。）
　注意：熱湯をかけると水道管が破裂するおそれがあります。

**※水道管が破損した場合はメーターBOX内の止水栓を閉め、町指定給水装置工事事業者に依頼してください。止水栓から先の宅内側は個人管理となり、修繕費用は個人負担となります。**

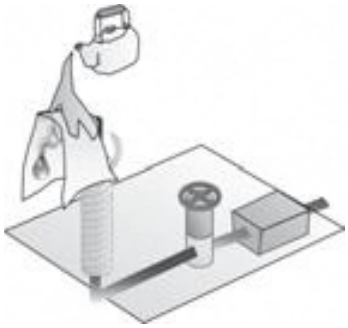

## 垂井町まちづくり基本条例改正案に関する住民説明会

平成23年４月の垂井町まちづくり基本条例施行以降、町を取り巻く環境は大きく変化しており、現在の社会情勢の変化に対応したより実効性の高い協働のまちづくりを進めるため、本条例の見直しを進めています。このたび改正案について広く意見をいただくための住民説明会を開催します。

▶**と　き**／12月23日(水)
午後７時

▶**ところ**／文化会館　小ホール

問 企画調整課　地域振興係
☎22-1152



## 家屋を取りこわしたときはご連絡ください



固定資産税は、毎年１月１日現在の状況で課税しています。

家屋の一部または全部を取りこわし、令和９年１月１日に存在しないものについては、令和９年度から固定資産税は課税されません。家屋を取りこわした場合は、担当課へ届け出をしてください。ただし、法務局で滅失の登記をされた場合は、役場への届け出は不要です。

※取りこわしの手続き方法についてはホームページをご確認ください。

問 税務課　資産税係
☎22-7501

▶詳細はこちら

## 償却資産(固定資産税)を申告してください

償却資産とは、工場やお店などを経営している法人や個人が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の機械・装置、工具、器具・備品などの資産をいいます。

空き地などに売電用として設置された太陽光発電設備も対象になります。

▶**対　象**／令和９年１月１日現在、事業用の償却資産を所有、または貸し付けている法人や個人

▶**申告方法**／

**前年度申告した人**

12月中旬ごろに申告書関係書類を郵送します。廃業、休業、解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

**今年度から申告する人**

今年中に新規事業を始めた人は、償却資産の申告が必要です。該当資産がない場合でも、必ず申告してください。申告書をご希望の人は、ご連絡ください。

▶**申告期限**／令和９年２月１日(月)

問 税務課　資産税係　☎22-7501

## 12月４日～10日は『第78回人権週間』です

12月10日は世界人権宣言の採択日を記念した「人権デー」です。

これにちなんで12月４日から10日までの１週間を「人権週間」と定め、全国で人権尊重の啓発活動が行われます。私たちの身近な生活に関わる大切なテーマです。この機会にみんなで人権について考えてみませんか。

問 岐阜地方法務局大垣支局
☎78-3347

## 第57回垂井町展 少年の部

町内各小中学校から選出された児童・生徒の作品を展示します。

▶**と　き**／12月12日(土)～20日(日)
午前９時～午後５時
※12日(土)は午後１時～５時、
15日(火)は休館日

▶**ところ**／文化会館　小ホール

▶**展示内容**／絵画の部
書の部(硬筆・毛筆)

問 文化会館　☎23-1010



## ～会わなくても、つながれる～ 西美濃地域メタバース相談室

「人に会うのが不安」、「外出は難しい」、「誰かと話したい」と感じている方へ。

西美濃地域の市町が連携し、インターネット上の仮想空間「メタバース」を活用した交流・相談の場を開設しています。アバター(分身のキャラクター)で参加するため、顔出しは不要です。チャットや音声で交流できるほか、保健師や社会福祉士などへの相談もできます。

話すことに不安がある方は、見るだけ・聞くだけの参加も歓迎です。ご自身のペースで、お気軽にご参加ください。

▶**12月の日程／メタバース交流日**　４日(金)　午後３時～５時
14日(月)　午後７時～９時

**メタバース相談日**　11日(金)　午後３時～５時
21日(月)　午後７時～９時

問 健康福祉課　社会福祉係　☎22-7503
大垣市役所　社会福祉課よりそい支援グループ　☎47-8631

▶参加申込はこちら
大垣市のホームページにつながります

## 滞納処分の強化を行っています

期限が過ぎた町税及び保険料などには督促手数料や延滞金が加算され、納付の相談もなく滞納を続けると、財産の差し押さえなどの処分を受けることになります。
世帯主などが病気、失業や事業の倒産、廃業などの一時的負担能力の喪失などで納期限内に納付することが困難なときは、早めに相談してください。
なお、納税相談の際には、事前に問い合わせ、預貯金の通帳や収支状況が分かる書類(給与明細、領収書など)を持参してください。
通知に応じないなど、財産があるのに納付しないときは、調査・捜索を行い、差し押えた財産を滞納金に充てることがあります。

▶**財産調査**／○ 金融機関など … 預貯金や保険
○ 勤務先 … 給与や賞与

▶**捜索、差し押さえ実施状況**／
町職員が滞納者宅などに強制的に立ち入り、財産を捜索します。差し押さえなどの滞納処分を行う捜索には、滞納者の同意や裁判所の令状を必要としません。
滞納者が不在のときは、業者に委託するなどして鍵を開錠し、捜索します。
開錠費用は滞納者に請求することになります。
なお、実施状況は右表のとおりです。

令和７年度差押実施状況

| 種　類 | 件　数 |
|---|---|
| 預貯金 | 48件 |
| その他 | 18件 |
| 計 | 66件 |

問 税務課　収納対策室　☎22-7502

## 特定(産業別)最低賃金が改正されます

岐阜県の最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトも含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。(10月１日から、時間額1,121円)
ただし、表にある産業に従事する労働者（一部適用除外あり）は、該当する特定（産業別）最低賃金も適用されます。
使用者も、労働者も、賃金額が最低賃金以上になっているか必ず確認しましょう。

| 岐阜県の特定（産業別）最低賃金 | | |
|---|---|---|
| 自動車・同附属品製造業 | 時間額1,168円 | 令和８年12月21日から |
| 航空機・同附属品製造業 | 時間額1,125円 | |
| ※上記業種の事業場については、12月20日までは岐阜県最低賃金が適用されます。 | | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 改正はありません。岐阜県最低賃金が適用されます。 | |

問 岐阜労働局労働基準部賃金室　☎058-245-8104
大垣労働基準監督署　☎78-5184

## 農地の貸し借りを“安心・安全に” ５月１日開始の「利用権設定」を受付中

農地中間管理機構(農地バンク)の制度を利用すれば、農地の貸借が安心・安全に行えます。
なお、この制度は、農業振興地域内の農地のみが対象です。また、令和７年４月から農地の貸借は原則として農地中間管理機構経由となりました。ご不明な点があれば農業委員会事務局へお問い合せください。

▶**制度の利点**／
・貸した農地は、期間終了後、必ず返還されます。
・再設定の手続きにより、継続して貸借ができます。
・期間満了前に貸し手・借り手双方に、町農業委員会から通知します。
・農地の借り手となるためには、申込書の提出が必要です。

▶**申込方法**／町農業委員会へ利用権設定各筆明細などを提出

▶**申込期限**／12月25日(金)

問 町農業委員会事務局(産業課内)　☎22-7516

広　告

## 国民年金保険料の育児免除制度（令和８年10月から運用開始）

国民年金第１号被保険者について、養育する子が１歳になるまでの期間国民年金保険料の納付が免除される制度が開始しています。（第２号被保険者は厚生年金保険料の免除対象者です。また、第３号被保険者は国民年金育児免除制度の対象ではありません）

**▶対象者／**

令和８年10月以降、１歳になるまでの子※を養育する国民年金第１号被保険者の実父母・養父母。所得要件はありませんが、以下のすべてを満たしている必要があります。

（1）子と親子関係が継続していること

（2）子と同住所であること

※「子」とは法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

**▶国民年金保険料の免除期間／**

実母 … 産前産後免除期間に続く９か月間（産前産後免除期間と合わせ最大13か月間）

実父および養父母 … 子を養育することとなった日の属する月から１歳になる誕生日の前月までの最大12か月間

いずれも制度施行（令和８年10月）より前から子を養育し、施行時点で１歳未満の場合、令和8年10月以降の対象残月分が該当します。

**▶育児免除制度のメリット／**

保険料の納付が免除された期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに保険料を納付している場合は、届出すると保険料は充当または還付が受けられます。

保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間と重なる場合、届出することで育児免除期間として扱われます。

育児免除期間中も付加保険料（月額400円）は納付することが出来ます。

第１号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。

**▶免除には申請が必要です／**

届書（紙）による手続きには「育児免除該当届」の提出が必要です。被保険者の基礎年金番号が分かる書類、顔写真付きの本人確認資料および子のマイナンバーカードか個人番号入りの住民票をご持参の上、役場か年金事務所へお越しください。マイナポータルからの電子申請は24時間手続き出来ます。

問 大垣年金事務所　☎78-5166（音声案内②→②を選択）
住民課保険年金係　☎22-7509

男女共同参画

## ハラスメントのないあかるい職場づくりに取り組みましょう

厚生労働省が運営するポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主向けのハラスメント対策パンフレットや、「セクハラ」、「妊娠・出産等に関するハラスメント」など、各種ハラスメントについての解説動画を掲載しています。誰もが安心して働ける職場づくりのため、ぜひご活用ください。

問 企画調整課　企画係　☎22-1152









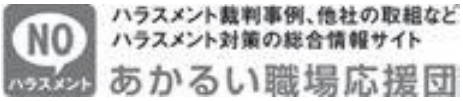


▲詳細はこちら

広 告

## 募 垂井町社会教育委員の募集

家庭教育の向上に関心や意欲のある方を、社会教育委員として広く募集します。

▶**募集人員**／１名
▶**任　期**／令和９年４月１日
～令和11年３月31日
▶**応募資格**／次のすべてを満たす人
①町内在住・在勤・在学の人
②令和9年4月1日現在で20歳以上の人
③社会教育活動に理解があり、平日昼間の会議に出席できる人
▶**応募方法**／応募フォーム、または応募用紙(郵送・持参・メール)で応募してください。
※応募用紙は二次元コードまたは町ホームページからダウンロードできます。
▶**締　切**／12月22日(火)必着

申・問 生涯学習課 社会教育係
☎22-1154
✉syougaku@town.tarui.lg.jp

## 友だちになろう！垂井町LINE公式アカウント

町では、LINEを利用して生活に役立つ情報を配信しています。

▶**配信内容**／子育て、健康・医療、ごみ、イベント、消防・防犯情報、防災情報、行政一般情報
▶**登録方法**／LINEの「友だち追加」からQRコードかID検索で登録

LINE ID
@tarui_town

▲登録はこちら



## 大雪時の通行規制にご理解とご協力をお願いします



国土交通省 岐阜国道事務所からのお知らせです。
近年、短時間での集中的な降雪が増えており、過去には西濃圏域の高速道路や国道で何台もの車両が立ち往生し、渋滞が発生しました。もし渋滞が発生しますと、除雪作業ができなくなるため、地域の皆様をはじめ、多くの方にご迷惑をおかけすることとなります。
このため岐阜国道事務所では、車両の立ち往生が発生しないよう、管理する国道を早めに通行規制して、予防的・集中的な除雪を行うことがあります。
地域にお住まいの皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
冬の道を安心・安全・快適にドライブするための情報「冬のドライブなび中部」をぜひご活用ください。高速道路等の規制情報や気象情報もご確認いただけます。

問 岐阜国道事務所　☎058-271-9817

## 全戸配布物・自治会回覧物を掲載しています

毎月発行している「広報たるい」とあわせて全戸配布している配布物と、各自治会への回覧物を町ホームページに掲載しています。(特定の地区・自治会を対象としたものを除く)

ホームページID　0010961

広 告

## 募 パブリックコメント（意見募集）

みなさんからのご意見を募集します。

| 計画（案） | 目　的 | 閲覧・募集期間 | 閲覧場所 | 提出方法 |
|---|---|---|---|---|
| ①<br>垂井町まちづくり基本条例（改正）（案） | 垂井町まちづくり基本条例（平成22年垂井町条例第１号）第28条第１項の規定に基づき、本条例の各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証するため。 | 令和８年<br>12月４日（金）<br>～令和９年<br>１月４日（月） | 役場ロビー<br>各地区まちづくりセンター<br>文化会館<br>タルイピアセンター<br>町ホームページ<br><br>※各施設、閉庁時及び閉館時を除く。<br>（ホームページは期間中終日閲覧可能） | 閲覧場所に備え付けの意見書様式（任意様式でも可）に、氏名、住所、電話番号などの必要事項を記入し、担当課へ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出 |
| ②<br>垂井町立地適正化計画（案） | 持続可能な都市の形成を目指し、生活サービスやコミュニティの維持を目的として、都市機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携する取り組みとして立地適正化計画を策定するため。 | 令和８年<br>12月21日（月）<br>～令和９年<br>１月19日（火） | | |

問 ①企画調整課　地域振興係　☎22-1152 FAX:22-5180 ✉kikaku@town.tarui.lg.jp
②都市計画課　都市計画政策係　☎22-7521 FAX:22-5180 ✉toshikeikaku@town.tarui.lg.jp

## 募 自衛官等を募集

| 募集種目 | 受験資格 ※１ | 受付期間 | 試験期日 ※２ |
|---|---|---|---|
| ２等陸・海・空士自衛官<br>（任期制自衛官） | 18歳以上<br>33歳未満の人 | 通年 | 第７回<br>Web試験<br>令和９年２月３日・４日のうち１日<br>口述試験等<br>令和９年２月11日 |


自衛隊岐阜地方協力本部マスコットキャラクター

※１　受験資格の年齢基準日は、採用予定月（令和９年３月）の末日現在です。
※２　各試験日程は変更される場合があります。変更は、自衛官募集ホームページなどでお知らせします。

▶自衛隊岐阜地方協力本部ホームページ

問 自衛隊岐阜地方協力本部　大垣地域事務所（大垣市林町５-18光和ビル２階）　☎73-1150

広　告

## 障がい（知的・精神）に関する巡回相談

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業者による巡回相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／12月24日（木）
午前９時30分～11時30分
▶**ところ**／役場１階　相談室１Ａ
▶**内　容**／相談員による生活、福祉サービス、障がいの症状など各種相談
▶**定　員**／２件（１件あたり１時間）
▶**申込方法**／電話で申し込み
▶**申込期限**／12月17日（木）
申・問 健康福祉課　障がい福祉係
☎22-7520



## 募 町営住宅入居者を募集

▶**募集住宅**／野庵町営住宅
▶**入居資格**／
・同居する親族があること
（単身の場合、条件あり）
・収入が基準以下であること
・住宅に困窮していること
・町内に住所または勤務先があること
・町税を滞納していないこと
・入居者または同居者が暴力団員でないこと
▶**募集期間**／１月４日(月)～15日(金)
▶**入居予定日**／３月１日(月)
問 建設課　管理係　☎22-7511

## 身体障害者相談員による巡回相談

身体に障がいがある人の身体障害者手帳、補装具、生活など各種相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／12月19日(土)
午前10時～正午
▶**ところ**／東地区まちづくりセンター
問 身体障害者相談員　山田
☎22-3301

## 募 第19回ダンスフェスティバル出演団体募集

▶**募集部門**／ソーラン部門・ダンス部門・舞踊部門
▶**出演資格**／グループで活動している団体
▶**出演時間**／１団体２曲(10分以内)
▶**出演料**／無料
▶**申込方法**／文化会館、各地区まちづくりセンター備え付けの出演申込書を記入し、文化会館へ提出
▶**申込期限**／12月10日(木)
▶**開催日**／１月24日(日)
午後１時～４時
▶**開催場所**／文化会館　大ホール
問 文化会館　☎23-1010

## 知的障害者相談員による相談

知的障がいの人やそのご家族の悩み・相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

▶**と　き**／12月11日(金)
午前10時～正午
▶**ところ**／町福祉会館
問 健康福祉課　障がい福祉係
☎22-7520

広 告